

地方公共団体の土木設計業務における景観形成の取り組み

法政大学 学生会員 ○芳賀 徹也
 法政大学 正会員 福井 恒明

1. はじめに

景観法が制定されて10年が経過した平成26年現在、良好な景観形成のための様々な取り組みが行われている。しかし、地方公共団体の土木部門において景観に対する意識はあまり高まっていないとの指摘も多く、公共事業の景観検討を行っている地方公共団体は少ないのが現状である。そこで本研究では、景観行政団体を対象に、公共事業土木設計業務における「共通仕様書の景観に関する記載内容」と「景観形成のための取り組み」に着目し、景観行政団体の取り組みの現状を明らかにし、考察することを目的とする。

2. 研究方法

関東1都6県のうち、120の景観行政団体を対象に、「土木設計業務の共通仕様書」と「公共事業土木設計業務における景観形成のための取り組みと問題点」について、アンケート調査を行った。回答期間は、2014年11月下旬から2015年1月中旬である。アンケート調査の内容は(表1)に示すとおりである。また、「土木設計業務の共通仕様書」については、国土交通省の共通仕様書から景観に関する記載を抽出し、記載項目を整理した。

表1 アンケート調査内容

調 査 内 容	1. 土木設計業務の共通仕様書について
	i. 独自の共通仕様書の有無 ii. 景観に関する記載内容の有無 独自の共通仕様書を作成していない場合、国や県の共通仕様書を準用しているかどうかの確認を行った
容	2. 景観形成のための取り組みと問題点について
	i. 景観形成のための取り組み (協議や連携、手続きやガイドライン等の具体的な取り組み) ii. 取り組みにおける問題点

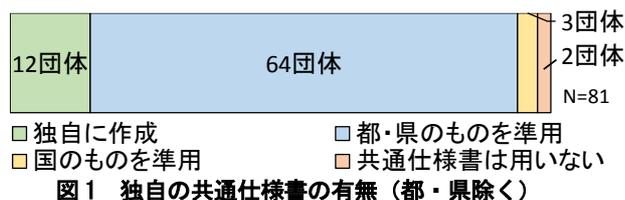
3. 調査結果と考察

1) 土木設計業務共通仕様書

土木設計業務の共通仕様書については、86団体(うち5団体は県・都)から回答を得た。結果は(図1)に示すとおりで、調査により都や県は国土交通省関東地方

整備局の共通仕様書を準用していることが明らかとなったため、8割を超える67の景観行政団体が関東地方整備局と同じ内容の共通仕様書を活用している。また、独自の共通仕様書については景観に関する記載は見られなかった。共通仕様書を用いない団体については業務ごとに特記仕様書を作成している。共通仕様書は、国土交通省大臣官房技術調査課が作成し、全ての地方整備局が同じ共通仕様書を活用しているため、関東以外の全国の多くの地方公共団体も同じ内容の共通仕様書を活用していると考えられる。また、国土交通省の方に問い合わせをしたところ、大臣官房技術調査課が作成した共通仕様書と同じ内容の共通仕様書を多くの地方公共団体が活用している状況を認識していた。しかし、共通仕様書に景観に関する記載がされるようになった経緯については、旧共通仕様書作成時の資料が無いために分からず、景観法の影響を受けたかどうかも明らかにはできなかったため、記載した意図は不明である。ただ、平成10年の時点ですでに景観に関する記載はあった模様である。

国土交通省の共通仕様書における景観に関する記載は、(表2)に示すとおりで、全体で69件見られた。極門設計などの設計業務については予備設計・詳細設計の双方に景観に関する記載がある場合が多い。景観に関する記載内容については、構造物を含めた全体の景観検討の記載が多く見られた。ただし、素材、色調、美観については記載されているが、見え方を考えた景観検討などの記載はなく、特に海岸編やダム編においてはほとんど景観に関する記載は見られない。また、国土交通省作成の共通仕様書に記載されている業務は



キーワード 景観行政団体, 景観形成, 土木設計業務

連絡先 〒102-8160 東京都千代田区富士見 2-17-1 法政大学大学院デザイン工学研究科 電話 03-5228-1406

規模が大きく、市町村が事業主体となる場合は少ない。そのため、共通仕様書の景観に関する記載が市町村の景観配慮に大きな影響を与えているとは考えにくい。こうしたことから各景観行政団体が独自の共通仕様書あるいは特記仕様書に、景観配慮事項の記載が必要であると考えられる。

表2 共通仕様書において景観に関する記載のあった項目

編	記載項目
河川編	河道計画、正常流量検計、護岸設計、樋門設計、床止め設計、堰設計、水門設計、排水機場設計
道路編	地下横断歩道設計、地下駐車場基本計画、地下駐車場基本計画、地下駐車場予備設計、トンネル設計、シールドトンネル設計、開削トンネル設計、橋梁設計、橋梁拡幅設計
砂防及び地すべり対策編	景観調査、砂防堰堤及び床工の設計、深流保全工の設計、土石流対策工及び流木対策工の設計、護岸工の設計、山腹工の設計、地すべり対策計画、地すべり防止施設設計
海岸編	付帯施設設計
ダム編	治水計画

2) 景観形成のための取り組み

i) 取り組み内容

景観形成のための取り組みとして、29 団体から具体的な回答を得た。取り組みとして協議・相談とガイドラインの活用の2種類が見られた(表3)。協議では、景観担当部署が事業者や計画担当側と協議を行い、その際、学識経験者等のアドバイザーに助言を求めている。景観形成ガイドラインについては、都・県や国に対しては活用をお願いしているといった状況であり、景観配慮の判断を委ねている団体も見られた。

しかし、回答を得た54 団体のうち25 団体はまだ取り組みを行っておらず、また取り組んでいる団体の回答内容にも温度差があるため、景観行政団体移行後に必ずしも景観に配慮するための取り組みが行われているわけではない状況である。

表3 取り組み内容

取り組み	協議・相談の場を設ける	
	有	無
ガイドライン活用	8団体	4団体
	17団体	25団体

表4 取り組みにおける問題点

財政的に厳しい	5団体
安全性・機能性等景観以外が重視	4団体
協議がされない	4団体
設計内容がほぼ決まっている	4団体
その他	8団体

ii) 問題点

取り組みにおける問題点として(表4)に示すようなことが回答として得られた。「財政的に厳しい」は予算が過去の実績等により組まれているため、景観として検討できる内容の幅が狭いといった状況で、「安全性・機能性等景観以外が重視」についても同様の状況を意

味している。そのため、今後良好な景観形成に取り組むために、景観配慮をひとつの実績として捉え、景観の幅を広げることも必要だと考えられる。「協議がされない」については、協議が浸透しておらず協議が行われないあるいは事業部署側に協議が必要ないと判断されてしまうなど景観担当部署が呼びかけを行わないと協議は行われない状況である。「設計内容がほぼ決まっている」については、計画・設計がほとんど固まった状態で協議に入るため変更できる点が少なく、景観担当部署の意向が反映されないといったことが起きている。届出・通知を受けた後に協議を行うことは、このようなことを発生させる大きな要因だと考えられ、協議ができるだけ早い段階で行えるように、協議時期の調整やそれを行う仕組みづくりが重要だと考えられる。

「その他」では「管轄の違いにより一体的な整備が図られていない」といった回答が得られ、市や県などの間での協議や連携の必要性がうかがえる。取り組みにおける問題点は、(表5)に示すように、協議を行っている団体からの指摘が多く、「協議されない」と「設計内容がほぼ決まっている」は協議を行わない団体では発生していない。以上を踏まえると、各地方公共団体にあった景観形成に努めるためには協議が必要であり、そのためには協議の浸透、景観配慮の意識向上、行政間(部署間)の連携が必要であると考えられる。

表5 取り組みの有無と問題点の関係

問題点	財政的に厳しい	安全性・機能性等景観以外が重視	協議がされない	設計内容がほぼ決まっている	その他	計
両方活用	1団体	1団体	無	2団体	2団体	6団体
協議・相談のみ	4団体	1団体	4団体	2団体	3団体	14団体
指針・ガイドライン活用のみ	無	1団体	無	無	無	1団体
取り組み無	無	1団体	無	無	3団体	4団体

4. 結論

本研究の結論は以下のとおりである。

- ・ 関東1都6県の景観行政団体における共通仕様書の活用状況を明らかにし、国土交通省作成の共通仕様書について景観に関する記載内容の抽出を行い、整理・考察した。
- ・ 公共事業土木設計業務における、景観形成の取り組みと問題点について、考察した。

謝辞: 本研究を進めるにあたり、アンケート調査にご協力いただきました、国土交通省関東地方整備局、景観行政団体の皆様に深く感謝申し上げます。